

静岡県公立大学法人教員の任期等に関する規程

平成19年4月1日 規程第1号

改正 平成20年4月1日、平成20年4月2日、平成21年10月1日
平成24年4月1日、平成26年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項及び労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第14条第1項の規定に基づき、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）において採用、昇任又は配置換（教育研究組織間を異動する場合に限る。）により任用する教員の任期について必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める組織等)

第2条 任期を定めて任用する教員の教育研究組織等は、別表のとおりとする。

(同意)

第3条 任用に際しては、「同意書（様式第1号）」により任用される者の同意を得なければならない。

(業績審査)

第4条 この規程により任用された教員（以下「任期付教員」という。）の再任の可否を決定するに際しては、当該教員の任用中の業績審査を行うものとする。

2 前項の業績審査に関する事項については、別に定めるものとする。

(育児休業等を取得した場合の特例としての任期)

第5条 理事長は、任期付教員（本条においては、助手を除く。）が当該任期中に次の各号に掲げる休業等（以下「育児休業等」という。）を取得した場合において、当該教員が「育児休業等取得に伴う任期の特例適用の申出書（様式第2号）」により申し出たときは、別表の任期の年数にかかわらず、任期満了後に、特例としての任期を付することができる。

(1) 産前産後休暇（静岡県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成19年規程第8号）第23条第1項第8号の規定に基づく特別休暇をいう。）

(2) 育児休業（静岡県公立大学法人職員育児休業等に関する規程（平成19年規程第10号）第2条の規定に基づく育児休業をいう。）

(3) 介護休業（静岡県公立大学法人職員介護休業等に関する規程（平成19年規程第11号）第2条の規定に基づく介護休業をいう。）

2 特例としての任期は、当該教員が取得する育児休業等の期間を限度とする。

(公表)

第6条 この規程を制定し、又は改廃したときは、速やかに公表し、広く周知を図るものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、教員の任期に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 法人成立の日以前に、静岡県立大学教員の任期に関する規程に基づき任用された者については、この規程を適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行し、同日以降に採用するものに適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月2日から施行し、同日以降に採用するものに適用する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行し、同日以降に任用するものに適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、第5条については平成24年1月1日以降に育児休業等を取得する（取得中の場合も含む。）任期付教員に適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に任用するものに適用する。

別表（第2条関係）

教育研究組織	職	任期	再任に関する事項	根拠
・薬学部 ・食品栄養科学部	講師	5年	1回に限り再任することができる。 再任の場合の任期は5年とする。	法第4条第1 項第1号
・大学院薬学研究院 創薬探索センター ・大学院食品栄養環境 科学研究院	助教	5年	2回に限り再任することができる。 再任の場合の任期は3年とし、再々 任の場合の任期は2年とする。	法第4条第1 項第1号
・看護学部	助教	5年	2回に限り再任することができる。 再任の場合の任期は3年とし、再々 任の場合の任期は2年とする。	法第4条第1 項第2号
・短期大学部	助手	3年	1回に限り再任することができる。 再任の場合の任期は3年とする。	労基法第14条 第1項

様式第1号（第3条関係）

同 意 書

年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

署名（捺印）

私は、静岡県立大学〇〇〇〇に任用されるに際し、静岡県公立大学法人教員の任期等に関する規程第3条に基づき、下記の任期により任用されることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで

（注）〇〇〇〇部分には、教育研究組織及び職名を記入する。

様式第2号(第5条関係)

育児休業等取得に伴う任期の特例適用の申出書

年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

所属・職

氏 名

印

静岡県公立大学法人教員の任期等に関する規程第5条の規定に基づき、下記のとおり申し
出ます。

記

1 現在の任期	年 月 日～ 年 月 日
2 育児休業等の期間	①産前産後の特別休暇の取得(予定)期間 年 月 日～ 年 月 日 ②育児休業の取得(予定)期間 年 月 日～ 年 月 日 ③介護休業の取得(予定)期間 年 月 日～ 年 月 日
3 特例として付される任期の希望期間	年 か月

「静岡県公立大学法人教員の任期等に関する規程」及び「静岡県立
大学特任教員に関する規則」の任期等の取扱いについて
(平成 25 年 3 月 27 日理事長通知)

- I 静岡県公立大学法人教員の任期等に関する規程の取扱いについて、次のとおりとする。
- 1 別表（第 2 条関係）の「再任に関する事項」の取扱いについて
- (1) 平成 25 年 4 月 1 日以降に任用された任期付教員について、別表の「再任に関する事項」を適用する取扱いとする。ただし、平成 25 年 4 月 1 日以降の最初の労働契約日（更新を含む。）から起算して 10 年を限度として、任期を付す取扱いとする。
- 2 第 5 条（育児休業等を取得した場合の特例としての任期）の「任期満了後に、特例としての任期を付すことができる。」の規定の取扱いについて
- (1) 特例としての任期及びその後の再任（再々任を含む。）の任期は、平成 25 年 4 月 1 日以降の最初の労働契約日（更新を含む。）から起算して 10 年を限度として、任期を付す取扱いとする。
- II 静岡県立大学特任教員に関する規則の取扱いについて、次のとおりとする。
- 1 第 5 条（任用期間）第 1 項の「特任教員の任用期間は 3 年以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、任用を 1 年ごとに更新することができる。」の規定の取扱いについて
- (1) 第 5 条第 1 項の「任用を 1 年ごとに更新することができる。」の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以降の最初の労働契約日（更新を含む。）から起算して 5 年を限度として、任用を 1 年ごとに更新する取扱いとする。
- 2 第 5 条第 2 項の「前項の規定にかかわらず、その者が年齢 70 年に達した日以後における最初の 4 月 1 日以降は、任用することができない。ただし、第 2 条第 2 号に該当する者で、かつ、本学が受け入れる外部研究資金を原資として任用する者については、当該外部研究資金によるプロジェクト研究期間終了まで任用することができるものとする。」の規定の取扱いについて
- (1) 同条第 2 項の「第 2 条第 2 号に該当する者で、かつ、本学が受け入れる外部研究資金を原資として任用する者」については、有期労働契約で雇い入れる当初の段階から、業務がプロジェクトの内容に限定されることを契約上明確化した上で、プロジェクトの終了した場合には契約終了となる旨を労働条件通知書に明示する取扱いとする。
- (2) プロジェクト研究期間が 5 年を超える場合は、平成 25 年 4 月 1 日以降の最初の労働契約日（更新を含む。）から起算して、5 年を限度として、任用を 1 年ごとに更新する取扱いとする。ただし、理事長が特に必要があると認めた場合は、当該研究期間終了まで一年ごとに更新することができる取扱いとする。

III 施行期日

この通知は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。